

2 西 審 使 第 5 号
令和 2 年 10 月 5 日

西東京市教育委員会教育長 木 村 俊 二 様

西東京市使用料等審議会
会 長 米 田 正 巳

西東京市立学校施設使用料の新設について（答申）

令和 2 年 7 月 29 日付 2 西教社第 137 号にて諮問のありました標記の件について、本審議会で審議し、その結果をとりまとめましたので、下記のとおり答申いたします。

記

中原小学校の体育館、多目的教室及び特別教室に係る使用料について

「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、施設の特性や他市料金との比較等を考慮した結果、別紙のとおり設定することが妥当である。

西東京市立中原小学校施設使用料について

西東京市立中原小学校施設使用料について、下表のとおり設定することが妥当である。

施設名	時間	使用料（1時間につき）	
体育館	午前8時から午後9時まで	市外在住者が使用するとき、企業等が従業員のために使用するとき、又はその他委員会の承認を得て使用するとき。	1,000円
		市内在住者が使用するとき。	500円
特別教室 多目的室	午前8時から午後9時まで	市外在住者が使用するとき、企業等が従業員のために使用するとき、又はその他委員会の承認を得て使用するとき。	500円
		市内在住者が使用するとき。	100円